放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 における構成員からの確認事項に対する回答

### 1. 個人情報の取得・取得停止に係る確認事項

### 1-1 現行の視聴データの収集方式に係る視聴者からの認知・理解

視聴者は透明スクリーンが起動しているかどうか認知できない。視聴者の認知が十分得られていない中で、このような方式で視聴データを取得して本当に良いのか。地上デジタル放送における視聴データ取得方式である透明スクリーンはやはり不適切。視聴者が見て気付く形での視聴データ取得方法でなければならないのではないか。(長田構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

データ放送を使った多機能サービスを実施していくにあたり、dボタン押下時の起動動作や自動的にデータ放送を表示させる機能、報道情報番組において郵便番号に基づくエリア天気予報表示を行うために、提示する情報を事前に受信機に蓄積するなどの事前準備を透明スクリーンが行っておりますことをご理解いただきたく存じます。選局時には、番組を全体取り切り表示するいわゆる透明スクリーンを表示することが一般的となっており、視聴データも透明コンテンツのデータ放送プログラムを用いて送信されております。ご指摘の点は、視聴者が知らないところで、視聴データの取得が行われている疑念を生じさせない事が重要である旨ご指摘いただいたものと考えております。

# 1-2 日本放送協会による非特定視聴履歴取得実証におけるオプトアウトの実効性

オプトアウトが実質的なものになっているかどうかは、本人が情報の取得を知っていることが前提。取得の事実を多くの人が知らない場合、オプトアウトの措置が取られているといえないことになるおそれがあるのではないか。(森構成員)

#### (日本放送協会からの回答)

ご指摘の通り、オプトアウトで行う場合には、データを取得していることを、多くの方々にご認識いただけるよう、告知を行うことが重要であると考えている。より効果的な告知のあり方について、引き続き検討を行っていきたい。

# 1-3 ケーブルテレビ事業者による特定視聴履歴取得に関する視聴者への事前説明

視聴履歴の提供に同意する視聴者には、どのように説明し、理解されているかについても教えていただきたい。(大谷構成員)

### (日本ケーブルテレビ連盟からの回答)

お客様に加入を検討いただく際や加入時には、利用規約や重要事項の説明等を行って、視聴データの取得方法や利用目的を理解いただい上で同意いただけるかの確認を行います。同意いただける場合には、取得同意書に署名をいただいています。また、利用規約や重要事項説明はHP等でも開示しています。

さらに、STBを設置時には、視聴データ取得を同意いただける場合には、STB 画面で「同意する」を選択いただく手順をご説明しながらおこなっていただきます。

## 1-4 ケーブルテレビで利用するSTBでの同意に係るデフォルト設定

STBでの同意について、デフォルト設定がどのようになっているか。積極的に同意をしなければ視聴履歴は送信されないか、必ずどちらかを選択するように設定されているか。(石井座長代理)

### (日本ケーブルテレビ連盟からの回答)

STBについて、デフォルト設定は非同意となっています。「同意する」を選択しなければ視聴履歴は送信されません。利用者宅内にSTBを設置する際には、同意をいただいた場合には、STBの本人同意画面をご案内し、「同意する」を選択いただいています。

#### 1-5 テレビ受信機で同意取得を行う場合の配慮事項

非特定視聴履歴は個人関連情報になりうることを考えると、視聴者が複数人いた場合であっても、同意を取得する端末からアクセスした人が同意者となり、その同意者の端末から取得した個人情報と非特定視聴履歴を紐づけることになる。そうした同意取得方法が提供元でも可能か。同意の取得方法がある程度包括的にならざるを得ないことや、同意の主体が適切か、という点について検討状況を伺いたい。(石井座長代理)

### (日本民間放送連盟からの回答)

現状は、認定団体指針2-3-2で記載されている「テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮記載事項」に留意して運用するべきと考えております。 また、視聴履歴の取得については、ご家族の方が万が一視聴履歴の取得に関 して不安を感じた場合を想定して、放送分野においては、オプトアウト手段の提供を必須として運用することが定められているとの認識のもと、視聴者に対してオプトアウト方法を分かりやすくご説明することが肝要と考えております。

# 1-6 ケーブルテレビ事業者による特定視聴履歴取得において同意する主体

契約者同意か、世帯同意か、本当の個人と紐付くものかを含めて、定義を考えていく必要があるのではないか。(手塚構成員)

### (日本ケーブルテレビ連盟からの回答)

現状ではケーブルテレビにおける放送の契約をいただいている方(世帯主が多い)の同意をいただいていますので、世帯同意となります。放送の契約では個人を特定しておりませんが、MVNO等は個人契約としているため、放送の契約と個人の紐づけは、ご指摘のように今後の課題として検討してまいります。但し、一部の事業者は、顧客管理システムで世帯契約と個人契約を既に紐づけて運用しています。

# 1-7 日本放送協会による非特定視聴履歴取得実証におけるオプトアウト件数の評価

150万世帯に対して、十分に伝わったと考えた上で、オプトアウトした人数が少なかったと判断しているか。視聴者に対して十分伝わっていなかったのではないかと考えるが、いかがか。番組の改善等への活用を目的とするのであれば、オプトインにより許諾を得た視聴者の視聴履歴で十分ではないか。(長田構成員)

### (日本放送協会からの回答)

120件というオプトアウトの件数をどう評価するかは、一概には申し上げられないと考えている。実証実験の開始前から放送等で周知を行ったが、より効果的な告知のあり方については、引き続き検討を行っていきたい。なお、周知の浸透度合いについては、実験の告知開始から二週間後に調査を行い、実験を知っていると回答された割合が、約13%というデータを得ている。

最後のご指摘に関しては、オプトインで行うことが可能な調査もあると考えるが、対象データに偏りが生じて、視聴実態の正確な把握ができないと、視聴者・国民の幅広いニーズにあまねく応えるNHKの編成等の検討・検証が不十分になるおそれがあると考えている(同じ趣旨で、放送法では、公衆の要望を知るため、世論調査を行うことが規定されている)。今後の在り方については、本検討会でのご議論も踏まえて検討したい。

# 1-8 民放による非特定視聴履歴取得実証におけるオプトアウト件数と割合

オプトアウトの告知の実効性を検証する観点から、実証実験に参加された方のうち、実際にオプトアウトした人数の割合を教えていただきたい。(大谷構成員)

## (日本民間放送連盟からの回答)

2019年度に関東地区で実施した実証実験では、取得テレビ台数7,446,385台のうち、集約オプトアウト(在京5局が個別に取得した非特定視聴履歴を集約することに対するオプトアウト)したテレビ台数は2,731台で0.037%との結果でした。

また、2020年度に中京地区で実施した実証実験では、取得テレビ台数(モニター)1,513台のうち、オプトアウトしたテレビ台数は4台で0.26%との結果でした。

### 1-9 Your TV IDシステムにおいて視聴履歴の取得を停止したユーザ数

サービス提供開始以降、Your TVの視聴履歴の停止がなされた件数を回答いただきたい。(大谷構成員)

### (TVerからの回答)

ユーザ数については、約0.6%ユーザがすべてまたは一部の局の視聴履歴の 停止をしている状況です。

# 1-10 日本放送協会による非特定視聴履歴取得実証におけるIPアドレスの取扱い

IPアドレスやネットの識別子(例えばCookie)について、IPアドレスについては、6ページにあるインターネット接続テレビの「IPアドレスについては市区町村判定に使用し、その後に速やかに破棄する」は、短期かつ限定利用とはいえ、収集利用しているわけで、「属性情報等は収集せず」という説明は適切とは言い難いのではないか。(佐藤構成員)

## (日本放送協会からの回答)

ご説明の中で「属性情報等は収集せず」としたのは、年齢・性別等の属性を収集しないという趣旨であった。IPアドレスによる市区町村の判定も、属性情報の「収集利用」であるというご指摘に関しては、その趣旨を踏まえ、今後、より適切な説明の在り方等について検討していきたい。

# 1-11 民放による非特定視聴履歴取得時に活用する識別子の有効期間等の考え方

「各識別子はオプトアウトによりリセット可能として、永続的な識別子とならない方法を実証した。」という記載があるが、オプトアウト以外に識別子がリセットされることの有無や、識別子を定期的に更新する仕組み等を検討しているのであれば、その更新頻度が知りたい。(大谷構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

実証実験で実施した施策は、ユーザーが要望した場合に、ユーザー操作によりIDをリセット可能する技術です。一方、ご指摘の点は、ユーザー操作なく定期的にIDをリフレッシュする技術に関するご質問と考えますが、視聴者のプライバシー保護は、技術的、制度的、契約的な安全管理措置の相互のバランスによって決定する必要があることを有識者や関係者からのご意見として頂戴しております。つきましては、本件の技術的な安全管理措置に必要な強度は、本検討会の審議の動向で決定される制度的な対応の状況をみて、その必要性と更新間隔などの技術仕様を検討して参りたいと考えております。

# 1-12 受信機メモリーの放送事業者共通領域(共通NVRAM)における情報の取扱い

「受信機メモリーの放送事業者共通領域(共通NVRAM)における情報の取扱い」について、放送ガイドライン等で不正アクセスに対する何らかの規制をご要望されるのであれば、暗号化を含めて、適切なアクセス制御の仕組みを作った上でご要望されるのが筋ではないか。(佐藤構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

不正アクセス防止法の観点から検討して参りましたが、現行の共通NVRAMについては、物理的な技術的アクセス制御の仕組みを構築することは、販売済みの受信機を考慮すると困難と考えており、不正アクセス防止法の適用については困難と考えております。つきましては、暗号化等の技術的な安全管理措置に加えて、制度的、契約的な手法を組みわせて、視聴者の安心安全を担保したいと考えております。

# 1-13 Your TV IDシステムを活用した特定視聴履歴取得の仕組みで連携されるデータ項目

TV受像機と通信端末が同じWi-Fiルータを利用している場合、IPアドレスから同じ家庭にあるTV受像機と通信端末と推定できることがあるが、その理解でよいか。IPアドレス等のネット向け識別子などの情報を含めて、どのような情報がそれぞれの部分において転送・共有されるのかを明確にしていただきたい。(佐藤構成員)

### (TVerからの回答)

弊社Webサイトで新規登録やログイン認証を行う際のアクセスログによって、送信元のIPアドレスが取得されています。

一方、放送局がテレビ受信機で収集する非特定視聴履歴のうち、ログインにより特定キーが付与されたものが放送局から弊社に第三者提供されますが、現状ではそのデータにIPアドレスが含まれています。

しかし、弊社では非特定視聴履歴に含まれるIPアドレスを利用する用途がないので、放送局のほうでIPアドレスを削除したデータをご提供いただくように調整中です。

### 1-14 YourTV IDシステムにおけるオプトアウト時のデータ破棄

視聴者が個人情報としての視聴履歴の収集の停止を主張した場合、単にTV 受信機における視聴データへの特定キーの付与の停止だけでなく、IPアドレスなど、利用者と容易照合性を持ちうる情報を放送局側とYourTV側が確実に破棄することが担保される仕組みが必要ではないか。(佐藤構成員)

#### (TVerからの回答)

弊社が第3者提供をうける非特定視聴履歴についてはIPアドレスが含まれないように調整中です。さらに、弊社で過去から保管する特定化した視聴履歴についてはIPアドレスは含まれておりません。

# 1-15 Your TV IDシステムを活用した特定視聴履歴取得時に表示されるQRコードの生成に必要な情報

スマホなどの通信端末で読み込みログインする2次コード(QRなど)は、TV 受像機ごとに相違するユニークな情報(識別子など)を含むものか。サーバ側もその情報を何らかの方法で知り得るか。(佐藤構成員)

#### (TVerからの回答)

テレビ端末ごとに弊社のシステムから一意(相違するユニーク)のIDを発行し保存しています。

発行したID等の情報にアクセスできる一時的なトークンをURLに付与し、URL変数とした値(URI)をQRコードの画像として生成し、その画像データのURLをデータ放送からのリクエストの返り値として返却し、データ放送上で表示されております。

上記QRをスマートフォンで読み取るとワンタイムトークンでサーバにアクセスしますので、サーバ側も情報を知り得ることになります。

## 1-16 Your TV IDシステムで非特定視聴履歴を個人情報化する仕組み

放送局から非特定視聴履歴が提供されることで、Your TV IDシステムの中で自動的に個人を識別できるレベルで視聴履歴が蓄積されるという理解で良いか。(石井座長代理)

#### (TVerからの回答)

放送局から受け取る非特定視聴履歴は、特定キーが含まれるもののみとすることを想定している。現時点では、対応できていない放送局もあるが、そのようにする想定である。そのデータについても、既に特定キーが含まれており、非特定視聴履歴がTVerのYourTV IDシステムに入ってきたタイミングで、特定キーにより会員データベースと自動的に突合される。

# 1-17 YourTV IDシステムでの特定視聴履歴取得に関する利用規約に係るユーザの操作性・分かりやすさ

インターフェースや個人のコントローラビリティについて、利用規約をスクロールして読まないと、特定化されるかどうか、どのような用途で用いられるか確認できないようになっているか。(石井座長代理)

### (TVerからの回答)

御指摘のとおりである。現状は、利用規約をスクロールし、中間あたりまで見ていかないと、テレビから視聴履歴が収集されることについて記載されていない。ユーザに対する説明が十分でないことは課題として認識しており、要改善事項と捉えている。

# 1-18 Your TV IDシステムにおける特定視聴履歴取得に係るオプアウトの提供手段

ユーザにわかりやすく示されなければ、オプトアウトも難しいと考えられる。今後の考えをお聞きしたい。(石井座長代理)

### (TVerからの回答)

以下の3つの方法を提供しております。

- ① 弊社のWebサイトにて視聴履歴の収集のオプトアウトができる
- ② 弊社のWebサイトにて直近で収集している視聴履歴情報を確認できる
- ③ 放送局のデータ放送でも非特定視聴履歴の収集のオプトアウトができる (自動的に弊社に提供されない)

### 1-19 YourTV IDシステムにおけるオプアウト手段提供時の工夫

オプトアウト手段の提供において、インターフェース上どのような工夫を 実施しているか教えていただきたい。(石井座長代理)

#### (TVerからの回答)

オプトアウト画面のUIの工夫について、テレビのデータ放送上のみでオプトアウト機能を提供するのではなく、ログインしたウェブサイト上で自分の設定状態を確認しながらオプトアウトできる機能を提供しており、UXの観点で良いことと考えている。

# 1-20 ケーブルテレビ事業者が提供するアプリで取得しているデータ項目

アプリで何の情報を取得しているか、教えていただきたい。(森構成員)

#### (日本ケーブルテレビ連盟からの回答)

サービス機能の提供・サービス機能向上・お客様サポートのために、アプリ利用履歴・視聴傾向、入力頂いた任意情報(検索ワードなど)、OS等の端末の基本情報などを取得しています。

### 2. 個人情報の管理・利用等に係る確認事項

## 2-1 日本放送協会における非特定視聴履歴等の取扱い時に講じている 安全管理措置

部局間でデータが紐付かないように、どのような安全管理措置を講じているかといった点の考え方を、文書で御回答いただきたい。(宍戸座長)

部署を分けていることをもって、視聴履歴が非特定視聴履歴になり、個人情報に当たらないと整理されていることは理解できない。NHKプラス等では、受信契約者かどうかを確認しており、部門を分けていたとしても、通常業務において、受信契約情報と視聴データの相互のデータベースを照合できる状態にあるのであれば、個人情報保護委員会のガイドラインに関するQ&AのQ1-15に基づくと、受信契約情報と視聴データが容易に照合することができる状態にあると言えるのではないか。(佐藤構成員)

受信契約情報と視聴データが容易に照合することができる状態にあるならば、受信契約された方を対象にしたネット配信サービスでは、個人情報である視聴履歴を取り扱っていることになるのではないか。また、NHKプラス等では、IPアドレスやその他の通信関連の識別情報(Cookie等)が取得できる状況にあることから、こうした情報も容易に照合することができる状況が発生しており、個人情報保護法の制約を受けるはずだが、その理解で良いか。(佐藤構成員)

#### (日本放送協会からの回答)

NHKは、NHKプラスをはじめとしたインターネット活用業務について、総務省の「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(以下、認可ガイドラインという)を踏まえて作成した「NHKインターネット活用業務実施基準」(以下、実施基準という)に沿って、実施している。

今回頂戴したご質問に関しては、認可ガイドラインにおいて、下記の通り、 受信契約者であることの認証の実施と、非特定視聴履歴の収集について定め があり、この2つを満たすための規定を実施基準に定め、それに沿って様々 な措置を講じているところである。

#### (法第20条第10項第3号関係)

「例えば、利用に際してID・パスワード等により受信契約者であることを適切に認証することや、非受信契約者による不正利用の防止など、このような提供条件を適切に適用するための措置をとることが、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。」

#### (法第20条第10項第6号関係)

「個人情報や非特定視聴履歴(特定の日時において視聴する放送番組を特

定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。)を含む視聴関連情報等について、個人情報に関する法令やガイドライン、関連する認定個人情報保護団体が定める指針等を遵守すること」

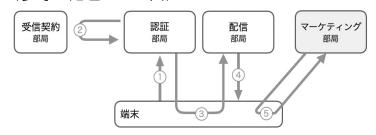
前段の要請に応えるため、ご指摘の通り、NHKプラスでは、受信契約者かどうかを確認しており、通常業務において、受信契約者情報と、配信に際し収集されるデータの相互のデータベースを照合できる状態にある。そのため、これらのデータは個人情報として取り扱い、「NHK個人情報保護規程」に定めているように、個人データの漏洩またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。具体的には、個人データにアクセスできる担当者、アクセスできる個人データ、取扱いの方法は、必要最小限度にするように、システム上、社内ルール上制限している。

一方、検討会において、NHKが、部署を分けていることをもって、非特定視聴履歴になるとご説明したのは、当該視聴データを指したものではない。NHKプラスの利用状況を把握することを目的として、受信契約者情報と紐づかない形で取り扱っている視聴データについてご説明したものである。

この非特定視聴履歴に紐づくランダムIDの発番は、配信に伴い取得している視聴データに紐づくIDの発番と独立しており、両IDは一致せず、さらに、非特定視聴履歴と個人情報を突合する手段はない。非特定視聴履歴を取り扱っている部門は、個人情報を取り扱うNHKプラスの認証、配信を行っている部門とは別の、NHKのインターネットサービス全般のマーケティングを行っている部門であり、非特定視聴履歴と受信契約者情報を紐づかせるような通常業務もない。さらに、同じ担当者、責任者が、受信契約者情報と非特定視聴履歴の双方にアクセスできないように、システム上も、社内ルール上も制限する措置を講じている。

一方で、ご指摘のIPアドレス等の照合性の考え方によっては、当該視聴データに関しても、よりふさわしい取り扱いをすべきという議論もあり得るかと考えており、今回の検討会でのご議論・ご指摘を踏まえて、必要な措置について検討を重ねてまいりたい。

#### (参考:処理フロー図)



|     | 説明             | ID |
|-----|----------------|----|
| 1   | NHKプラスIDの発行と利用 | •  |
| 2   | 契約との照合         | •  |
| 3   | トークンの発行と利用     | •  |
| 4   | 配信視聴           | •  |
| (5) | 計測用ID発行と利用     | •  |

## 2-2 インターネットでのサードパーティクッキー規制等を踏まえた非 特定視聴履歴の今後の取扱い

インターネット広告の世界では「広告ID」「IPアドレス」「cookie」といったデータの取扱いについて、同意の上での利用を求める規制がかかってきている。民放では非特定視聴履歴を同意なく取得しているが、こうしたインターネット広告側の事業者の動きを想定した上で、非特定視聴履歴の取得について、今後どうすべきと検討されているか。(佐藤構成員)

### (日本民間放送連盟からの回答)

インターネットでの3rdパーティークッキー規制、広告IDの規制について 承知しております。まず、視聴データの収集に関しては、3rdパーティークッ キーや広告IDを利用していないことから、これらの規制の影響はないと考え ております。データ収集後のデータ連携に関しての影響は、規制によりデー タの活用範囲が狭まることが危惧されますが、放送局自身が保有、また、パートナーであるTVerが保有するIDや1stパーティークッキーの活用が打開策 として有用と考えます。また、視聴者への接触性の高いリターゲティングに ついては、協議会で検討しプラクティスver2.1に掲載されているオプトアウ ト方式とともに、視聴者の事前の同意を取得するオプトイン方式での実施も 一つの解決策と考えております。

## 2-3 TVerにおけるサードパーティデータの利用状況

サードパーティデータを利用していないとのことであるが、今後はサード パーティデータを活用していきたいと考えているか。(石井座長代理)

#### (TVerからの回答)

現在は「何時何分~何時何分まではどの番組である」といった番組メタデータは外部から購入している。ただし、サードパーティクッキー、広告IDやIPアドレス等のプロファイルを持つ外部データは利用していない。今後についても、サードパーティデータの取扱いが厳しくなっていくと理解しているため、現段階ではサードパーティデータを活用しない方向で検討している。

# 2-4 インターネットでのサードパーティクッキー規制等を踏まえた視聴履歴の活用の在り方

テレビの視聴履歴をターゲティング広告に使うために、(視聴者の知らないところで)外部からDMPのデータを購入し視聴データと突合したり、クロスデバイスで広告を出したりすることは、プライバシー的にも踏み込んだ側面を持っているので、各種取組や自主ルールに対する視聴者の受容性等を踏まえた上で、視聴履歴の活用の在り方について検討すべきではないか。(森構成員)

インターネットで実施されているような行動ターゲティング広告をテレビや放送でも実施しようという方向性で話が進んでいるが、DMPのデータのような個人関連情報が、適切ではない形で活用をされる場合には規制対象になっていることなど、インターネット広告業界の置かれている状況を踏まえて検討を進めてほしい。(森構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

放送局はその公共的な使命から開かれた安心安全なデータの取り扱いを進めていく必要があること、また、テレビは老若男女すべての国民が利用するメディアであることをしっかりと認識し、インターネットでの失敗についてはその反省を生かして進めていく必要があるとのご指摘について、改めて、認識を新たにして取り組む所存です。一方、地上放送局が視聴履歴を取得しなくても、テレビ視聴行動分析の高度化は新興の調査会社を中心に進行している状況にあります。また、御存知の通り、テレビもPCと同じ構造となっており、大手プラットフォーマーの技術が基本的なオペレーションシステムとして使われているテレビ(例: AndroidTVなど)の比率が伸びていることにもては問知のことと存じます。このような背景から、民放連としても森構成員がご指摘のインターネットの轍を放送が踏むこと、放送局が運営する動画配信サービスやスマートテレビ上での動画サービスにおいて、放送分野と通信分野の適用ガイドラインの差によって、視聴者のプライバシー保護の考え方が異なる可能性があることを危惧しております。

# 2-5 放送に求められる公共的役割を踏まえた視聴データの活用の在り方

インターネットの世界では閲覧履歴からユーザの趣味趣向を推定し、パーソナライズ化された情報を活用するなど個別化したサービスが展開されているが、ある種の弊害が存在する。視聴データがページビューのように収集・分析され、個別化した世界が進んでいってしまう場合に、放送のアイデンティティを踏まえ、個別化した世界と放送の公共的役割との関係についてどのように整理しているのか。(山本構成員)

個人情報保護やプライバシーの観点だけでなく、「放送とは何か」というアイデンティティを踏まえて利活用の範囲を考えるべき。民主主義に対するリスク評価等も含めて、そのような観点からも検討すべきではないか。(山本構成員)

### (日本民間放送連盟からの回答)

放送局としては、放送そのものをセグメント化した視聴者を対象とするサービスとして実施することは、一斉同報の電波を利用することによる技術的な特性上から困難であると考えております。つきましては、放送は一斉同報を基本として災害情報を含む国民に有用な情報やエンターテイメントをあまねくお伝えすることが基本と考え、視聴データの導入によりインターネット経由のVODサービスに移行する意図はありません。

よって、現行のテレビサービスが視聴データの活用拡大により大きく変化することはなく、その公共性や役割に変化はないと考えております。放送局以外の調査会社が既に実施しているように、番組やCMの視聴者像の分析についてセグメント化が、放送局による視聴データの導入如何に関わらず進行しております。このようなセグメントされたマーケティングの影響を受けずに、放送の公共性や信頼が失われないように、自主自立して番組作りを行って参る所存です。

#### (日本放送協会からの回答)

放送は、「一斉同報性」等、インターネットによる発信とは異なる技術的な特性を有しており、NHKを含む放送事業者は、その特性をいかし、いわば「共時体験」や「共有体験」を通じて、社会課題などをお伝えし、議論して頂くことなどを目指して情報の提供を行ってきた歴史があると認識している。

インターネットでの情報発信に際しても、NHKは、取材・制作の基本姿勢を記した「NHK放送ガイドライン2020」で、「放送によって果たそうとする役割の本質を変えない範囲で」行うと明記し、配信する番組も「広く一般に提供することに公益上の意義がある」ものなどを挙げている。

こうした趣旨も踏まえ、NHKは、現在、視聴データを利用して、個人を特定し、その趣味・嗜好等を推知するといったことは行っていない。

今後も、ご指摘のように、放送で果たしてきた役割や、公共メディアとしての性格・使命も踏まえて、視聴データの活用の在り方について、検討するのが適当であると考えている。

## 2-6 日本放送協会と民放間で相互にメリットのある視聴データの活用 の在り方

視聴者にとって、NHKと民放がどちらも元気であることは好ましいこと。相互にメリットのある活用の在り方について、具体例があれば教えていただきたい。(高橋構成員)

### (日本放送協会からの回答)

例えば、放送法第20条第14項の趣旨に基づき、NHKの番組を配信しているT Verにおいて、視聴者の方がNHKの番組をご覧になった「非特定視聴履歴」は、NHKが管理・利用しているが、統計化したデータについては、法の趣旨に基づき、TVer全体の価値を高める目的で、利用促進を図る広報・広告を実施する場合には利用できることとしている。

TVerのサービス向上は、NHKに触れていただく機会を増やし、放送の視聴と公共放送の理解増進につながると考えており、NHKと民放、相互にメリットがあると考えているところである。

### 2-7 Your TV IDシステムにおける個人情報化

放送局が特定キーを含む非特定視聴履歴をYourTV IDシステム側に提供することは、個人関連情報の第三者提供として扱うべきもの。しかし、資料15ページの図は、YourTV IDシステム側で視聴履歴(個人情報)となる旨の記載しかなく、図の適切さを確かめたい。放送局は個人〔関連〕情報の第三者提供に関わる一連の義務がかかることになるが、その理解で良いか。(佐藤構成員)

#### (TVerからの回答)

非特定視聴履歴が個人関連情報に該当するのであれば、放送局が特定キーを含む非特定視聴履歴をYourTV IDシステム側に提供することは、個人関連情報の第三者提供となり、改正法26条の2の対応が必要となります。提供先である弊社側であらかじめ同意を得る義務がありますので、弊社において対応いたします。また、提供元である放送局においては、提供先での同意取得についての確認義務等、一連の義務が生じることとなるため、放送局にて適宜対応されるものと認識しております。

### 2-8 衛星放送における個人情報の保有主体

スカパーJSATの例のように、他事業者が業務委託をして視聴者が契約するパターンは、サービス主体は業務委託元となり、個人情報保護法上でも業務委託元が責任を持つという考え方であるが、現状どのように整理されているか。吸い上げた情報はどちらの責任か。(手塚構成員)

### (衛星放送協会からの回答)

個人情報の保有の主体は、加入者と契約している「基幹放送事業者」であり、各基幹放送事業者の有料放送契約約款で、スカパーJSATが代理人と規定され、代理人と共同利用すると定めている。

加入者個人情報は、契約主体である各基幹放送事業者と共同利用者である スカパーJSATが、その保有責任を持っているものである。

各基幹放送事業者は、有料運用業務委託契約に定めた条件や仕様によりスカパーJSATより加入者情報の提供を受け、共同利用を行っている。共同利用にあたって、放送約款に定める内容を互いに遵守するものとし、共同利用加入者個人情報の管理の責任については、自らが取り扱う情報についてそれぞれが負うものと規定している。

なお、加入者個人情報の取り扱いに関する覚書をスカパーJSATと締結しており、各基幹放送事業者は、委託業務個人情報の安全管理措置について、遅滞なくスカパーJSATに報告を求めることができる。また、スカパーJSATに対する調査または検査する権限を有している。

### 2-9 J:COMのプラットフォームを活用した視聴履歴ログの取扱い形態

個々の事業者から視聴履歴ログをJ:COMのプラットフォームに吸い上げる場合の考え方としては、業務委託と第三者提供のどちらか。(大谷構成員)

#### (日本ケーブルテレビ連盟からの回答)

J:COMのプラットフォームは、自社の利用者の視聴履歴ログを取得・活用しており、他事業者の視聴履歴ログは取得しておりません。従って、J:COM以外の事業者と業務委託も第三者提供も行っていません。なお、J:COMはACSサーバについても、自社専用として構築しております。

### 2-10 視聴データの第三者提供時におけるIPアドレス情報の提供有無

分析・レポーティングの留意点と対応の例のうち、データマッチング段階において「調査会社・データ会社から提供されるパネルデータについて、放送局側で個人情報の推定ができないよう、IDの変換方法について契約等で規定し、変換済のデータのみを受領する。」という記載があり、IPアドレスそのものは外部に出ていかないと理解している。この理解で間違いないか。(大谷構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

パネルデータを保有している調査会社とのデータマッチングにあたって、調査会社はパネルデータを放送局側に提供する前に、放送局側の視点では、元の個人情報が推定できないように変換し、パネルユーザーのIPアドレスを提供しません。また、放送局が調査会社から取得したデータは、放送局内で独自に非特定視聴履歴と紐付けており、放送局から調査会社にIPアドレス等が出ていくこともありません。放送局は調査会社から、個人推定ができないように変換された広告IDまたは、CookieID、及び、性別・年齢や興味関心等の属性情報のみを取得しております。

# 2-11 日本放送協会が視聴履歴を活用することに対して求められる視聴者からの期待

視聴履歴を通じて視聴者のことを知ることが、どのような意義を持つかという観点で、民放はビジネスでされていることであるため、番組の視聴率を上げ、広告効果を上げることが目的となる。そのために、視聴者について把握し、その中でプライバシーをどのように保護していくか課題がある。一方、NHKは、必ずしもそうではないのではないか。今の視聴者が求めていないことであっても、将来役に立つ情報又は視聴者が知るべき情報であれば、NHKとして提供するべき情報だろう。現時点での視聴者が何を求めているか、何を好んでいるかということを知ることが果たして必要なことか、お考えいただきたい。NHKに対する国民の期待は、民放に対する国民の期待とは異なるのではないか。(森構成員)

#### (日本放送協会からの回答)

NHKの放送は、公衆の要望を満たすよう求められており、視聴者全体の ニーズを把握することは、必要なことだと考えている。(放送法においては、 公衆の要望を知るため、世論調査を行うことが義務づけられている)

NHKとしては、視聴データの活用によって、個人を特定し、その趣味・嗜好等を推知することを想定しているのではなく、あくまで、NHKの放送が社会全体の興味・関心に応えられているか等の確認に役立てられないかと考えている。

### 3. 個人情報の取扱いに係るルール整備

# 3-1 認定個人情報保護団体等において定められたルールを遵守するための仕組み

ルールの遵守を確保するための方法を何か実施・検討しているか。(大谷構成員)

### (日本民間放送連盟からの回答)

現時点において、民放連で合意されていることはありませんが、自主ルール(認定団体指針及びプラクティス)の実効性の確保は重要な課題と考えております。これに加えて、自主ルールの適合性の確認方法や周知も合わせて重要な課題と考えております。アイデアレベルではありますが、自主ルールが放送分野の認定個人情報団体SARCで検討されていることから、①視聴者保護対応を含めてSARCが監督するという考え方、②民放連が実施する考え方、③在京5社が個別にアドバイザリーボード等を設置する考え方等があると考え、検討しているところです。認定団体の保護対象を非個人情報である非特定視聴履歴までを範囲に含めるかどうか、本検討会等で明確になると、事業者独自で実施すべき範囲が明確となることを期待しております。

# 3-2 認定個人情報保護団体等において定められたルールを遵守するための体制・施策

各放送事業者はプライバシーの情報に関わる責任者を設置したり、視聴者にわかりやすい説明を行ったりする等、取組がどのくらい進んでいるか。(佐藤構成員)

#### (日本民間放送連盟からの回答)

非特定視聴履歴に関して、最終的に放送局が責任を持つべきという考え方に異論はありません。一方、非特定視聴履歴の取得方法は、第1回会合の事務局資料にあるように、①放送局がデータ放送で取得する方法と②ケーブル局等のSTBやテレビメーカが取得している方法があり、②については、地上放送局はその責任を果たすことが出来ない立場にある点を確認しておきたいと思います。②の場合の責任者は、取得スキームを提供されているテレビメーカ様やケーブル局様となり、現時点において認定団体指針の適用を受ける対象事業者ではない場合もあります。この②のケースでのルールの担保についても、検討会での議論が併せて必要と考えます。

民放としては、非特定視聴履歴のみならず、個人情報の取り扱いを含めて、本改正法及び本ガイドラインの改訂を受けて社内規定の見直しや、DPOの設置やプライバシー影響評価(PIA)の導入などを含む体制の変更を検討していく必要があると考えております。これらの取り組みは、基本的には民放各局の対応と考えていますが、民放連としては、特別部会で会員社に対しての支

援策を検討していきたいと考えております。

告知については、まだ不十分と認識しております。まずは、個社の視聴データ収集に関しての告知についてしっかりとやっていくべきことと考えております。そのうえで、告知の重要性について、在京局に留まらず民放連のすべての会員社が、その必要性を理解して正しく周知して頂く必要があることから、民放連としても検討すべき事項と考えております。

また、在京5社としては、テレビ受信機における視聴データの取扱いが、各社個別では混乱が生じるため、総務省の放送ガイドラインの改定内容を受けて、在京5社として、または系列局として、視聴者に共通して提供すべきオプトアウト等プライバシー保護施策を見定めたうえで、視聴者にお知らせしていく必要があると考えております。今までも、プライバシーポリシーの記載項目の統一・用語の統一、データ放送上の記載場所の統一など、視聴者の混乱を避けるための活動を行っており、ガイドラインの改定に伴って、さらなる対応を検討して参りたいと考えます。

一方、民放としてはビデオリサーチが視聴率調査を行って、スポンサーや 視聴者から正当なメディア評価を頂くことで商業放送が成立しております。 これと同様に、スマートテレビにおいては、視聴者からお預かりしている視 聴データを活用し視聴実態を把握することで、商業放送が成り立っているこ とをご理解頂くための広報活動にも取り組んでいきたいと考えています。

## 3-3 ネット配信に放送分野ガイドラインを適用する場合における正当 業務行為

放送分野ガイドライン第35条第1項に追加することを御提案されている中で、苦情対応については業務の幅が広く、簡単に追加することはできないのではないか。また、不正利用の防止を目的として集めた情報の扱いについても、詳細を詰めなければ、簡単に追加するかどうかの検討はできないのではないか。(佐藤構成員)

#### (日本放送協会からの回答)

苦情対応については、典型的には所定の手続きを行ったにもかかわらず、技術的なトラブル等により、見逃し配信動画を見られないなどの苦情への対応を想定している。今回、例示として、電気通信分野のガイドラインの正当業務行為を掲げたが、当然、それらがすべて網羅的に許容されるとは考えていない。放送分野の正当業務行為として、NHKとしては「動画配信の品質・障害の監視」「著作権料算定等に必要な情報の収集」などを想定しているが、実際に何が具体的に認められるのか、また、収集した情報の扱いについても、ご検討を賜りたい。

### 3-4 認定個人情報保護団体が定める認定団体指針の適用対象

「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の対象として、放送事業者が含まれることは当然であるが、セットトップボックス等(受信機を含む。)のログ機能を用いて視聴データを取得しているテレビメーカ等も対象にしているか。対象としていないのであれば、その理由をお伺いしたい。(山本構成員)

(放送セキュリティセンターからの回答)

TVメーカーはSARCの対象事業者になられていないので、現時点ではSARC指針の対象事業者ではありません。

尚、TVメーカーはSARCの活動にご協力いただいており、指針の内容についてもご理解いただき、参考にしていただいているものと認識しております。

以上